東京都市計画高度利用地区の変更(葛飾区決定)都市計画高度利用地区を次のように変更する。

面積欄の()内は、変更前を示す。

種 類 (地区名・区分)		面積	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建蔽率 の最高限度	建築物の建築面積 の最低限度	壁面の位置の 制限	備考
	Αゾーン	約 0. 7ha (一)	75/10	20/10	6/10	200 m²	2m	立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業施
			(注1) (注2)		(注3)	(注 4)	(注 5)	
	Bゾーン	約 0. 3ha (一)	50/10	15/10	8/10	200 m²	1m	
					(注3)	(注 4)	(注 5)	
	小 計	約 1. 0ha (-)	_	_	_	_	_	行区域

(注1) 建築物の容積率の最高限度の特例

(1) 建築物の敷地面積の規模による限度

敷地面積が1,000 ㎡未満の建築物にあっては、下記の数値を限度とする。

ア 敷地面積が 500 ㎡未満の場合 10 分の 60

イ 敷地面積が500 m 以上の場合 10分の65

(2) 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度

敷地内に設ける道路境界線からの壁面の位置を超える位置に設ける広場等の空地面積(地区計画に関する都市計画に定める広場に限る。)の合計が敷地面積の10分の2未満である建築物にあっては、10分の25を減じる。

(3) 地上部及び建築物上の緑化率による限度

東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が35%未満である建築物にあっては、100分の6を減じる。

- (4) 建築基準法第52条第14項第1号の許可を受けたものは、その許可の範囲内において、容積率の最高限度を超えることができる。
- (注2) 建築物の用途による限度

住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が2分の1未満である建築物にあっては、以下の数値を減じる。

ア 3分の1以上2分の1未満の場合 10分の5

イ 3分の1未満の場合 10分の10

(注3) 建築物の建蔽率の最高限度について

建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあっては、10分の2を加えた数値とする。

- (注4) 建築物の建築面積の最低限度について
 - 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りではない。
- (注5)壁面位置の制限について

建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図2に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次のいずれ

かに該当する建築物等はこの限りではない。

- (1) 公共用歩廊、歩行者デッキその他これらに類する公益上必要なもの
- (2) 歩行者の安全性・快適性を確保するために必要な上屋、ひさし又はこれを支える柱及び手すりその他これらに類するもの
- (3) 区域の環境向上に貢献する施設で、パーゴラその他これらに類するもの
- (4) 交通の妨げとならない広告物、看板、サインその他これらに類するもの

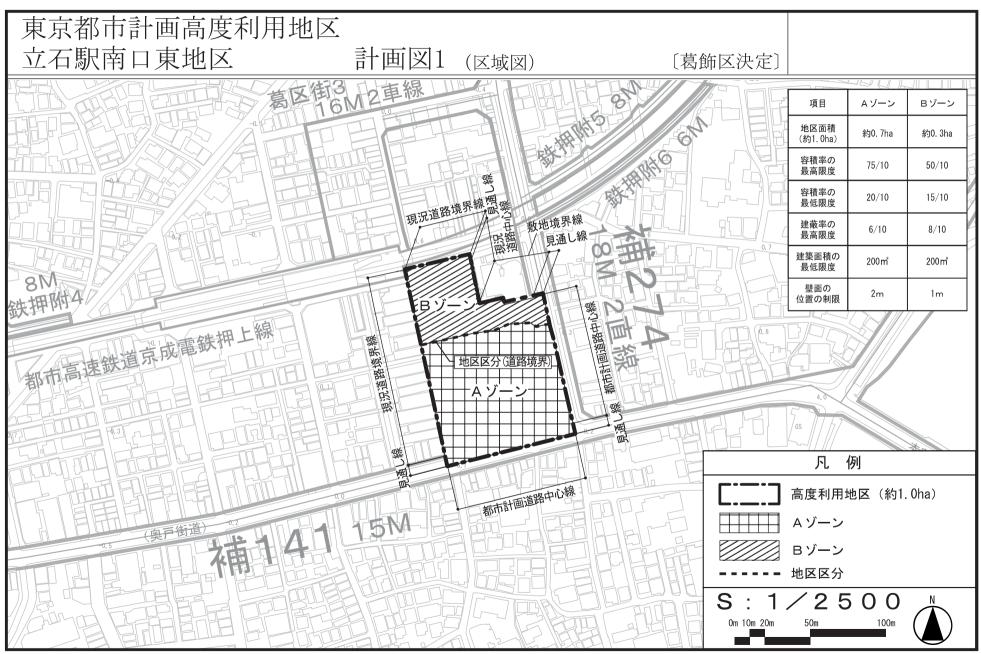
葛飾区内のその他の 既決定の地区	面積	位置
高度利用地区 (亀有駅南口地区) (金町六丁目地区) (立石駅北口地区)	約 2. 3ha 約 1. 6ha 約 2. 2ha	葛飾区亀有三丁目地内 葛飾区金町六丁目地内 葛飾区立石四丁目及び立石七丁目各地内
小計	約 6.1ha	
合 計	約 7. 1ha	_

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由:市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面 積	備 考
1	葛飾区立石一丁目 及び立石四丁目各地内	指定なし	高度利用地区 (立石駅南口東地区)	約 1.0 ha	



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第120号、(承認番号)30都市基街都第24号、平成30年5月8日 (承認番号)30都市基交都第5号、平成30年5月7日

東京都市計画高度利用地区 立石駅南口東地区 計画図2 (壁面の位置の制限) [葛飾区決定] 例 高度利用地区(約1.0ha) 施設建築敷地境界 壁面の位置の制限 。。。。。。 1号壁面線(道路境界線より1m) ■■ 2号壁面線(道路境界線より2m)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第120号、(承認番号)30都市基街都第24号、平成30年5月8日 (承認番号)30都市基交都第5号、 平成30年5月7日